**平成２２年（フ）第１００６号**
愛知県春日井市坂下町７丁目760番地771
破産者　寺浦　雅彦
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１６８３号**
愛知県江南市宮後町砂場北３番地　クローカスⅠ105号、開始決定時の住所名古屋市中川区助光２丁目2222番地
破産者　秋元　豊文
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第９９９１号**
大阪府枚方市香里園町12番32号
破産者　桐村　和行
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６７７号**
大阪市此花区春日出中１丁目14番２号
破産者　仲　　常雄
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３７４５号**
大阪府寝屋川市三井が丘４丁目４番82―204号
破産者　清水　幸二
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５７２２号**
堺市中区福田603番地　３―303号、前住所堺市東区日置荘西町５丁14番28号
破産者　村上　和隆
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６１０３号**
大阪市淀川区東三国２丁目10番６―601号
破産者　丹羽　　弘
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９１３５号**
大阪市天王寺区小橋町５番12号、住民票上の住所大阪市天王寺区小橋町５番13号
破産者　瀬川　裕司
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１３７１号**
堺市堺区協和町２丁91番地　西７棟101号、住民票上の住所堺市北区長曽根町545番地33下野池住宅２棟207号
破産者　金井　敏彦
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１５６４号**
神戸市中央区国香通５丁目２番18号広瀬ビル103号、従前の住所神戸市中央区熊内町３丁目３番３号
破産者　マージャンクラブ　シルクこと　金岡　絹子
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第７８７号**
兵庫県三田市加茂426番地１　304号、前住所兵庫県尼崎市杭瀬本町３丁目３番56―701号
破産者　グロサリーズ・ツーこと　北嶋　　二
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第４６０号**
函館市深堀町29番28号
破産者　田中　博泰
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

**平成２２年（フ）第１００７号**
仙台市若林区荒井字大場伝14番地の４　ラ・エトワール403、開始決定時の住所仙台市若林区六丁の目中町19番15―507号
破産者　大友　正樹
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第５０号**
宮城県気仙沼市上田中１丁目５番地20　サンライズ上田中８号
破産者　小野寺佐希子
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

**平成２２年（フ）第４８２号**
静岡県沼津市杉崎町２番５号　ミヨシハイツ202号
破産者　三好　泰枝
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２２年（フ）第８８８号**
京都府木津川市梅美台１―２―１　梅美台団地３棟103号、破産手続開始決定時の住所京都府木津川市木津下川原４番地
破産者　松村　秀昭
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第２１８号**
山口県下関市椋野町１丁目32番26号
破産者　徳永　裕之
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２２年（フ）第３３６号**
山口県下関市長府八幡町１番28―201号　ヴィラシオン長府
破産者　水谷　隼人
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係